

2026年1月

サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号

温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示（案）

温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示（案）

20XX 年 XX 月 XX 日

サステナビリティ基準委員会

目 次	項
目 的	1
実務対応基準	2
I. 範 囲	2
II. 用語の定義	4
i. 本実務対応基準において定義している用語	4
ii. 本実務対応基準以外のサステナビリティ開示基準において定義している用語	5
III. 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示	7
IV. 適用時期等	10
i. 適用時期	10
ii. 経過措置	11
結論の背景	BC1
経 緯	BC1
実務対応基準	BC7
I. 範 囲	BC7
II. 用語の定義	BC8
III. 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示	BC10
i. 基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるのか	BC10

ii. スコープ1 温室効果ガス排出及びマーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出	BC15
iii. ロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出	BC16
IV. 適用時期等	BC24
i. 適用時期	BC24
ii. 経過措置	BC26

設 例

[設例] 温室効果ガス排出の測定方法及び温室効果ガス排出に関する開示

目 的

1. 本実務対応基準の目的は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」という。）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」という。）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下『「気候基準』』という。）の定めに従う場合の測定及び開示を明らかにすることにある。

実務対応基準

I. 範 囲

2. 本実務対応基準は、温対法における SHK 制度の対象となっている企業が、「気候基準」第 49 項ただし書きに従って、企業の全部又は一部について、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて、「気候基準」の定めに従った測定及び開示を行う場合に適用する。これには、温対法における SHK 制度の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なるために、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせるように調整する場合を含む。
3. 温対法における SHK 制度の対象となっている企業が、「気候基準」第 49 項本文に定める「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下『「GHG プロトコル（2004 年）」』という。）に従って温室効果ガス排出を測定するにあたり、温対法における SHK 制度の定める方法により測定した温室効果ガス排出を基礎として調整計算を行う場合、本実務対応基準は適用しない。

II. 用語の定義

i. 本実務対応基準において定義している用語

4. 本実務対応基準は、次のように用語を定義している。
 - (1) 「基礎排出量」とは、温対法第 26 条第 3 項において規定される「温室効果ガス算定排出量」をいう。
 - (2) 「調整後排出量」とは、「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 1 条第 4 号において規定される「調整後温室効果ガス排出量」をいう。
 - (3) 「温対法における SHK 制度に基づく直接排出」とは、「基礎排出量」のうち、「他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂」以外の温室効果ガス排出量をいう。

- (4) 「温対法における SHK 制度に基づく間接排出」とは、「基礎排出量」のうち、「他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源 CO₂」の温室効果ガス排出量をいう。

ii. 本実務対応基準以外のサステナビリティ開示基準において定義している用語

5. 本実務対応基準は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」という。)に定義している意味で次の用語を使用している。
 - (1) 報告企業
 - (2) サステナビリティ関連財務開示
 - (3) サステナビリティ開示基準
 - (4) 実務上不可能
6. 本実務対応基準は、「気候基準」に定義している意味で次の用語を使用している。
 - (1) 温室効果ガス
 - (2) スコープ 1 温室効果ガス排出
 - (3) スコープ 2 温室効果ガス排出
 - (4) ロケーション基準
 - (5) マーケット基準

III. 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示

7. 「気候基準」第 49 項ただし書きに従って、企業の全部又は一部について、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて測定を行う場合、当該企業の全部又は一部に係る温室効果ガス排出について、「気候基準」第 47 項、第 53 項及び第 54 項に従い、次のように開示しなければならない。
 - (1) 温対法における SHK 制度に基づく直接排出をもって、スコープ 1 温室効果ガス排出を測定し開示する。
 - (2) 温対法における SHK 制度に基づく間接排出をもって、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定し開示する。
 - (3) 温対法における SHK 制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により算定した温室効果ガス排出量をもって、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定し開示する。
8. 温対法における SHK 制度の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合、本実務対応基準第 7 項に従った測定にあたり、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせるように調整する。

9. 本実務対応基準第7項に従い測定した温室効果ガス排出に関連して、本実務対応基準以外のサステナビリティ開示基準において定めがあるときは、「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量として扱う。

IV. 適用時期等

i. 適用時期

10. 本実務対応基準は、2027年3月31日以後終了する年次報告期間に係る気候関連開示から適用する。

ただし、2027年3月31日より前に終了する年次報告期間に係る気候関連開示について、適用することができる。この選択を行う場合、その旨を開示しなければならない。

ii. 経過措置

(a) 法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合

(本実務対応基準の最初の適用)

11. 本実務対応基準を適用する最初の年次報告期間において、実務上不可能である場合を除き、前報告期間に温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて開示していた場合には、本実務対応基準第7項から第9項を適用していたものとして、前報告期間に開示した温室効果ガス排出の開示を更新しなければならない。

(b) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合

(本実務対応基準の最初の適用)

12. 本実務対応基準を適用する最初の年次報告期間において、比較情報を開示する場合には、実務上不可能である場合を除き、本実務対応基準第11項に従い比較情報を更新しなければならない。

結論の背景

結論の背景は、本実務対応基準を構成する。

経緯

- BC1. 「気候基準」は、温室効果ガス排出について、「GHG プロトコル（2004年）」に従って測定しなければならないとしている（「気候基準」第49項本文参照）。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができるとしている（「気候基準」第49項ただし書き参照）。これらの定めは、国際サステナビリティ基準審議会が公表するIFRS サステナビリティ開示基準と同様の定めを「気候基準」に取り入れたものである。
- BC2. 2025年3月に「気候基準」を公表した当時、法域の当局が「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる方法を要求している場合として、我が国の温対法における SHK 制度に基づき温室効果ガス排出を報告する場合はこれに該当すると考えられるとしていた（「気候基準」BC125項参照）。
- BC3. 2025年3月の「気候基準」の公表後、その適用を準備している関係者から、「気候基準」第49項ただし書きに従って、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従った測定及び開示を行う場合に、次の3つの点について見解が分かれているとの情報が当委員会に寄せられた。
- (1) 温室効果ガス排出の測定及び開示にあたり、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎とするのか。
 - (2) 温対法における SHK 制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により測定したロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出に相当するものは、「気候基準」第49項ただし書きに定める「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合に該当するか。
 - (3) 温対法における SHK 制度に基づく間接排出について、「気候基準」第54項ただし書きに従い、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出として開示する場合、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出についても、同じ活動量を用いて測定し開示する必要はあるか。
- BC4. 本実務対応基準 BC3 項の3つの点についての見解が分かれていることにより、企業の実務における対応に多様性が生じ、「気候基準」の趣旨や企業間の比較可能性が損なわれる可能性があるとの懸念が寄せられた。また、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従った測定及び開示を行うことができないとの解釈があり、その解釈によった場合には企業において実務

負担が生じる可能性があるとの情報が寄せられた。

- BC5. 以上の状況を踏まえ、当委員会は、本実務対応基準 BC3 項の 3 つの点について明確化を図ることとし、必要と考えられる審議を行い、審議における検討の結果を公開草案として公表し、広く意見を求めることとした。
- BC6. なお、明確化を図るにあたり、我が国の温対法における SHK 制度に関連する内容であることから、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 11 条に定めるサステナビリティ開示実務対応基準を開発することを提案している。

実務対応基準

I. 範囲

- BC7. 本実務対応基準は、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出について、これを用いて「気候基準」第 49 項ただし書きに定める「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定した方法として「気候基準」に従った測定及び開示を行う場合の取扱いを明確化することとしている。このため、温対法における SHK 制度の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なるために、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間に合わせるように調整する場合は範囲に含め (本実務対応基準第 2 項参照)、温対法における SHK 制度の定める方法により測定した温室効果ガス排出を基礎とするものの、「気候基準」第 49 項本文に従い「GHG プロトコル (2004 年)」に従った温室効果ガス排出を測定する場合は範囲に含めないこととしている (本実務対応基準第 3 項参照)。

II. 用語の定義

- BC8. 本実務対応基準において定義している用語のうち、「温対法における SHK 制度に基づく直接排出」及び「温対法における SHK 制度に基づく間接排出」は、温対法における SHK 制度 (2024 年度改正) の定めにより定義している。2024 年度改正前の温対法における SHK 制度では、報告される温室効果ガス排出量は、燃料の使用と電気・熱の使用に伴う排出量が合算された値であったが、2024 年度改正において、「GHG プロトコル (2004 年)」等の国際的に採用されている算定方法との齟齬を解消すること等を目的として、スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出の区分開示ができるように、基礎排出量について、直接排出及び間接排出を区分して報告が要求されることとなった (本実務対応基準第 4 項 (3) 及び (4) 参照)。
- BC9. なお、基礎排出量は、温対法における SHK 制度の 2024 年度改正において、直接排出及び間接排出を区分した報告になったことに加えて、間接排出について、非化石証書やグリーン電力・熱証書、さらには再生可能エネルギー電力・熱由来の J-クレジットを反映

するなど、「GHG プロトコル (2004 年)」のマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定方法に近似する形で整合が図られている。

Ⅲ. 温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示

i. 基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるのか

- BC10. 温対法における SHK 制度においては、基礎排出量（直接排出及び間接排出の内訳を含む。）及び調整後排出量の報告が要求されている。しかし、「気候基準」は、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いる場合において、温室効果ガス排出の測定及び開示にあたり、基礎排出量と調整後排出量のいずれを基礎として用いるのかを明らかにしておらず、その解釈によって測定及び開示が異なり得るとの情報が当委員会に寄せられた。
- BC11. 「気候基準」第 49 項ただし書きは、法域の当局又は企業が上場する取引所が要求する「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる温室効果ガス排出の測定方法によることを認めているが、その測定方法が「GHG プロトコル (2004 年)」に近いものであるべきかどうかについては言及していない。
- BC12. この点、基礎排出量については、温対法における SHK 制度の 2024 年度改正により、直接排出及び間接排出の内訳の報告が要求されることとなり、これによりスコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出を区分して開示することができるようになった。これに対して、調整後排出量については、当該内訳の報告は要求されていない。
- BC13. また、基礎排出量のうち間接排出については、非化石証書等を反映するなど、「GHG プロトコル (2004 年)」のマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定方法に近似する形で整合が図られている。これに対して、調整後排出量については、2025 年度中には、森林吸収量等の炭素蓄積変化量を調整後排出量の算定に任意で用いることができるとする温対法における SHK 制度の改正が予定されており、「GHG プロトコル (2004 年)」のマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定では考慮されないオフセット項目が拡大することが想定されている。
- BC14. 以上から、基礎排出量の方が、調整後排出量よりも「GHG プロトコル (2004 年)」の測定方法との親和性が高いと考えられる。サステナビリティ開示基準においても、国際サステナビリティ基準審議会が公表する IFRS サステナビリティ開示基準においても、法域の当局又は企業が上場する取引所が要求する「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる測定方法が「GHG プロトコル (2004 年)」に近いものであるべきかどうかについては言及していないが、比較可能性を確保する観点からは「GHG プロトコル (2004 年)」に近いものが望ましいと考えられたことから、本実務対応基準において、温室効果ガス排出の測定及び開示にあたり、基礎排出量を基礎として用いることとしている。なお、任意の参考

情報として基礎排出量の開示とあわせて、調整後排出量及び調整項目を開示することができると思われる（設例参照）。

ii. スコープ 1 温室効果ガス排出及びマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出

BC15. 温対法における SHK 制度の 2024 年度改正により、基礎排出量については、温対法における SHK 制度に基づく直接排出及び温対法における SHK 制度に基づく間接排出の内訳を報告することが要求され、それぞれ「気候基準」で定義されているスコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出に相当するものと考えられることから、温対法における SHK 制度に基づく直接排出をもって、スコープ 1 温室効果ガス排出を測定し開示する（本実務対応基準第 7 項(1)参照）とともに、温対法における SHK 制度に基づく間接排出をもって、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定し開示することとしている（本実務対応基準第 7 項(2)参照）。

iii. ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出

BC16. 「気候基準」第 49 項ただし書きは、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を要求していることを前提としているが、温対法における SHK 制度では、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出に相当する報告は要求されているものの、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出に相当する報告は要求されていない。しかし、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出は、測定が要求される、温対法における SHK 制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する SHK 制度の「電気事業者別排出係数一覧」及び「熱供給事業者別排出係数一覧」において記載される全国平均係数及び代替値等の平均的な排出係数を乗じて測定することが可能であり、このように測定されたロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出は、測定に使用する要素がいずれも温対法における SHK 制度の枠組みに含まれるものであり、その測定値も当該枠組みに含まれるものであると考えられる（本実務対応基準第 7 項(3)参照）。

BC17. ここで、温対法における SHK 制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する SHK 制度の「電気事業者別排出係数一覧」及び「熱供給事業者別排出係数一覧」において記載される全国平均係数及び代替値等の平均的な排出係数を乗じて測定した、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出が、温対法における SHK 制度において報告することが要求される数値ではないことをもって、「気候基準」第 49 項ただし書きに定める異なる方法を用いることを要求している場合に該当しないと解釈した場合、温対法における SHK 制度の対象となっている企業であっても、「GHG プロトコル (2004 年)」に従って測定しなければならなくなると考えられ、そのような企業にとって大きな負担となる可能性がある。

- BC18. 「気候基準」第 49 項ただし書きにおいて法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合に「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる測定方法を用いることを認めた趣旨は、企業が複数の測定方法により温室効果ガス排出の測定を行うことを避け、企業の負担を軽減することにあつたと考えられる(「気候基準」BC124 項参照)。ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定に使用する要素は温対法における SHK 制度の枠組みによるものであるため、作成者である企業にとって容易に測定が可能となっていると考えられ、さらに、保証業務実施者において容易に検証可能であると考えられる。
- BC19. また、「気候基準」第 53 項及び第 54 項は、契約証書に関する情報に代えてマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の開示を行うことを選択する場合に、当該マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の情報はロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の情報とあわせて開示すべき情報として位置づけている。温対法における SHK 制度に基づく間接排出をもってマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定し開示する場合、温対法における SHK 制度の枠組みにおいてマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出と同じ活動量を用いて測定されるロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出とマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出とを比較可能なものとするにより財務報告書の主要な利用者にとって有用な情報を提供することになると考えられ、これらを「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量としてあわせて開示することが「気候基準」の趣旨に適った比較可能で有用な情報を提供すると考えられる。
- BC20. 以上から、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出について、これを用いて「気候基準」第 49 項ただし書きに定める「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定した方法とする場合、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出とマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の両方を測定及び開示することとし(設例参照)、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出については、温対法における SHK 制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により測定することとしている(本実務対応基準第 7 項(3)参照)。
- BC21. 当委員会の審議の過程では、本実務対応報告基準第 7 項(3)に従い測定したロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出について、これが温対法における SHK 制度の枠組みに含まれると解釈するのであれば、「気候基準」においてロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の開示が求められており(「気候基準」第 53 項参照)、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出は、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合に開示しなければならない当該契約証書に関する情報に代えて開示できるものであることから(「気候基準」第 54 項及び BC143 項参照)、温対法における SHK 制度に基づく間接排出をもって測定したマーケット基準に

よるスコープ 2 温室効果ガス排出を開示せずに、「気候基準」第 49 項ただし書きに定める「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定したものとして、本実務対応報告基準第 7 項(3)に従い測定したロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出のみを開示することも認められるのではないかとの意見も聞かれた。

BC22. しかし、明示的に報告が要求されている、温対法における SHK 制度に基づく間接排出をもって測定するマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を開示することをせずに、本実務対応基準第 7 項(3)に従い測定したロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出のみを開示する場合、「気候基準」第 49 項ただし書きに定める「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に該当するものとして扱う解釈に疑義が生じる可能性があることから、これを認めないこととした。

BC23. なお、「気候基準」第 63 項は温室効果ガス排出の測定方法の開示を求めている。ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定方法及びマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定方法のそれぞれについて、具体的に開示することが考えられる (設例参照)。

IV. 適用時期等

i. 適用時期

BC24. 本実務対応基準は、2027 年 3 月 31 日以後終了する年次報告期間に係る気候関連開示から適用することとしている (本実務対応基準第 10 項参照)。

BC25. また、本実務対応基準は、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示の取扱いを明確化するものであること、及び本実務対応基準第 7 項(3)で定めるロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出は容易に測定できることから、本実務対応基準をより早く適用することへの企業のニーズがあると考えられたため、早期適用を認めることとしている。さらに、早期適用の時期については、2027 年 3 月 31 日より前に終了する年次報告期間に係る気候関連開示について適用ができることとし、この選択を行う場合、その旨を開示しなければならないこととしている (本実務対応基準第 10 項ただし書き参照)。

ii. 経過措置

(a) 法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合

(本実務対応基準の最初の適用)

BC26. 企業は、本実務対応基準を適用する最初の年次報告期間の比較情報となる前報告期間について、その報告数値の基礎である温対法における SHK 制度に基づき報告した温室効果ガス排出の情報を有していると考えられる。また、本実務対応基準第 7 項(3)に定める

ロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出はそれらの基礎を用いて容易に測定できるため、企業側の負担は限定的であると考えられる。そのため、本実務対応基準では、本実務対応基準を最初に適用する年次報告期間において、前報告期間に温対法における SHK 制度が定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を開示していた場合には、本実務対応基準を適用していたものとして、前報告期間に開示した温室効果ガス排出の開示を更新することとしている（本実務対応基準第 11 項参照）。

BC27. なお、法令の定めに基づき本実務対応基準を適用する最初の年次報告期間において比較情報の開示が必要となる企業の数に相当程度限定されることから、この経過措置の影響は限定的であると考えられる。

**(b) 任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合
(本実務対応基準の最初の適用)**

BC28. 本実務対応基準は、本実務対応基準を適用する最初の年次報告期間において、比較情報を開示する場合には、法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合と同様に、比較情報を更新することとしている（本実務対応基準第 12 項参照）。

設 例

以下の設例は、本実務対応基準で示された内容の理解を深めるための参考として、本実務対応基準を適用した場合において、温室効果ガス排出の一部について「GHG プロトコル(2004年)」とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる複数の方法により測定した温室効果ガス排出量にそれぞれ重要性がある場合の開示イメージを示したものである。開示イメージの内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なり得るものである。

【設例】 温室効果ガス排出の測定方法及び温室効果ガス排出に関する開示

温室効果ガス排出の測定方法

(a) スコープ 1 温室効果ガス排出

(略)

(b) スコープ 2 温室効果ガス排出

当社グループにおけるスコープ 2 温室効果ガス排出の発生要因は、主に電力の使用である。

・ロケーション基準

温対法における SHK 制度の対象となっている当社グループ国内拠点は、温対法における SHK 制度に基づき基礎排出量として測定された温室効果ガス排出のうち間接排出に係る活動量である当連結会計年度における電力消費量の合計に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」における全国平均係数を乗じる方法により、見積りの方法に基づきロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法における SHK 制度の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHG プロトコル (2004年)」に基づき、・・・

(略)

・マーケット基準

温対法における SHK 制度の対象となっている当社グループ国内拠点は、当連結会計年度における電力契約ごとの電力消費量に、当連結会計年度末において入手可能な環境大臣及び経済産業大臣が公表する「電気事業者別排出係数」における電力契約ごとの排出係数を乗じることにより測定する温対法における SHK 制度に基づき基礎排出量として測定された温室効果ガス排出のうち間接排出をもって、見積りの方法に基づきマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出を測定している。

また、温対法における SHK 制度の対象となっていない当社グループ国内拠点は、「GHG プロトコル (2004年)」に基づき、・・・

(略)

温室効果ガス排出に関する開示

(単位：t-CO₂e)

	当連結会計年度				
	「GHG プロ トコ ル (2004 年)」によ り測定した 温室効果ガ ス排出量	「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により 測定した温室効果ガス排出量		合計	
		温対法におけ る SHK 制度に 基づく温室効 果ガス排出量	○国○法に基 づく温室効果 ガス排出量		
スコープ 1 温室効果ガス排出	XXX	XXX	XXX	X, XXX	
スコープ 2 温室効果 ガス排出	ロケーショ ン基準	XXX	XXX	XXX	X, XXX
	マーケット 基準	XXX	XXX	XXX	X, XXX
スコープ 3 温室効果ガス排出	XXX, XXX	-	XXX	XXX, XXX	

【参考情報】

温対法における SHK 制度に基づく温室効果ガス排出量のうち、スコープ 1 温室効果ガス排出及びマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の合計である基礎排出量から調整後排出量への調整表

(単位：t-CO₂e)

基礎排出量 (スコープ 1 温室効果ガス排出及びマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の合計)	XXX
(調整項目)	
調達した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の無効化量	△ XX
自ら創出した国内認証排出削減量の第三者への移転量	XX
自ら創出した森林等炭素蓄積変化量に関する国内認証排出削減量の無効化量	△ XX
その他	X
調整後排出量	XXX

以上